

平成 29 年 2 月 22 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 紙谷 孝雄

実務対応報告公開草案第48号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から平成28年12月22日に公表された実務対応報告公開草案第48号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の提案について、基本的に同意します。ただし、今後の適用にあたって明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

（質問 1）

公共施設等運営権の取得時の会計処理、減価償却の方法及び耐用年数、減損損失の認識の判定及び測定における資産のグルーピング、並びにプロフィットシェアリング条項に基づき各期に算定された支出額の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

1. 見積変更時の会計処理

（コメント）

公共施設等運営権の見積り変更時の会計処理について、より明確化することをご検討いただきたい。

（理由）

合理的に見積られた運営権対価の支出額に重要な見積りの変更が生じた場合、当該見積りの変更による差額は、上記(1)及び(2)に基づき計上した資産及び負債の額に加減することとされているが(本公開草案第6項)、運営権対価の支出額に重要な見積りの変更が生じた場合における現在価値の割引率が明確にされていない。割引率を運営権設定期間における運営権者の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率としている場合、見積り変更時の割引率は当初計上時と必ずしも一致するとは限らないため、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」11項に準じて、支出額増額時には見積り変更時の割引率を用い、支出額減額時には当初の資産及び負債計上時の割引率を用いることになるか、又は割引率

として実施契約において明示される利率を用いた場合との整合性を考慮して公共施設等運営権を取得したときと同じ割引率を用いるのかを明らかにすることが望ましいと考えられる。

(質問 2)

更新投資に係る資産及び負債の計上、並びに更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 3)

表示及び注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 4)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

2. 見積り変更時の会計処理

(コメント)

運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額及び支出時期に重要な見積りの変更が生じ、変更による差額を資産から減額できない場合の会計処理を確認したい。

(理由)

重要な見積りの変更に伴い、資産及び負債を減額する際、資産について減価償却が進んでいる場合には、負債の減少額が計上されている更新投資に係る資産計上額を上回ることも考えられる。このような場合、当該超過額は資産に係る減価償却費の戻しに相当するため、原則として、更新投資に係る資産の減価償却費と同一区分の損益とすることが考えられるが、そのような理解でよいか確認したい。

3. 運営権設定期間延長時の会計処理

(コメント)

実施契約を変更し、運営権設定期間を延長するとともに運営権対価を追加で支出した場合の会計処理を明確化していただきたい。

(理由)

公共施設等運営事業においては運営権設定期間を延長した際、新たに運営権を設定し直すこととされており、実務上、それに伴って、運営権対価を追加で支出するケースが考えられる。このようなケースが生じた場合にどのような会計処理をすべきかについては、今後、明確化することが望まれる。

以上